

# 輸出統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧				単位	
統計番号		品名	単位		統計番号		品名		
			I	II					
29. 29 2929. 10	100	その他の窒素官能基を有する化合物 — イソシアート — <u>トルエンジイソシアート（トリレンジイソシアート）</u>	KG		29. 29 2929. 10	100	その他の窒素官能基を有する化合物 — イソシアート — <u>トリレンジイソシアート</u>	KG	
	200	— ジフェニルメタンジイソシアート	KG			200	— ジフェニルメタンジイソシアート	KG	
	900	— その他のもの (省略)	KG		900		— その他のもの (同左)	KG	
38. 24		鑄物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）			38. 24		鑄物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		
3824. 10 S		(省略)			3824. 10 S		(同左)		
3824. 83					3824. 83				
3824. 90	100	— その他のもの — 小売用の容器入りにした修正液	NO	KG	3824. 90	100	— その他のもの — 小売用の容器入りにした修正液	NO	
	900	— その他のもの		KG		200	— <u>修正テープ（交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。）</u>	KG	
38. 25		化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物			38. 25		化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物		
3825. 10		— 都市廃棄物			3825. 10		— 都市廃棄物		

## 輸出統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
		—— 第16部の物品（家庭用のものに限る。）の都市廃棄物				110	—— 第16部の物品（家庭用のものに限る。）の都市廃棄物 —— 第84.71項の機械のもの		
	120	—— 第8517.12号の機器のもの	NO	KG	120		—— 第8517.12号の機器のもの	NO	KG
	130	—— 第85.28項の機器のもの	NO	KG	130		—— 第85.28項の機器のもの	NO	KG
	190	—— その他のもの		KG	190		—— その他のもの		KG
	900	—— その他のもの		KG	900		—— その他のもの		KG
72.09		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものとし、クラッドし、めつきし又は被覆のものを除く。） — 冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの	72.09		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものとし、クラッドし、めつきし又は被覆のものを除く。） — 冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの				
7209.15	§	(省略)			7209.15	§	(同左)		
7209.17					7209.17				
7209.18	010	—— 厚さが0.5ミリメートル未満のもの —— 発生品 —— その他のもの		KG	7209.18	010	—— 厚さが0.5ミリメートル未満のもの —— 発生品 —— その他のもの	KG	
	091	——— 高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限るものとし、 <u>ブリキ原板を除く。</u> ）		KG		091	——— 高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）	KG	
	092	——— ブリキ原板		KG		092	——— ブリキ原板	KG	
	099	——— その他のもの		KG		099	——— その他のもの	KG	
7209.25					7209.25				

# 輸出統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新			旧			単位	
統計番号	品名	単位		統計番号	品名		
		I	II				
\$ 7209.90	(省略)			\$ 7209.90	(同左)		
73.07	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）			73.07	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		
7307.11 \$ 7307.29	(省略) — その他のもの —— フランジ		KG	7307.11 \$ 7307.29 <u>7307.91</u>	(同左) — その他のもの —— フランジ —— 合金鋼のもの —— その他のもの	KG KG	
7307.92 \$ 7307.99	(省略)			7307.92 \$ 7307.99	(同左)		
84.70	計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機			84.70	計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機		
8470.10 \$ 8470.30	(省略)			8470.10 \$ 8470.30 <u>8470.50</u>	(同左) — 金銭登録機 —— 単能式のもの		
8470.50 000	— 金銭登録機		NO	100		NO	

# 輸出統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新			旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位
		I	II			
8470.90	(省略)			8470.90	<u>900</u> <u>一一 その他のもの</u> (同左)	<u>NO</u>
85.18	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響增幅装置			85.18	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響增幅装置	
8518.10	(省略) － 拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかを問わない。）			8518.10	(同左) － 拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかを問わない。）	
8518.21	<u>000</u> <u>一一 単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）</u>	<u>NO</u>		<u>8518.21</u>	<u>100</u> <u>一一 単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）</u> <u>900</u> <u>一一 自動車用のもの</u> <u>一一 その他のもの</u>	<u>NO</u>
8518.22	(省略)			8518.22	(同左)	<u>KG</u>
8518.90				8518.90		
85.27	ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかを問わない。） － ラジオ放送用受信機（外部電源によらずに作動するものに限る。）			85.27	ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかを問わない。） － ラジオ放送用受信機（外部電源によらずに作動するものに限る。）	
8527.12				8527.12		

# 輸出統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
8527.13		(省略)			8527.13		(同左)		
8527.19	000	<u>-- その他のもの</u>		NO	8527.19		<u>-- その他のもの</u>		
8527.21		(省略)			8527.21		<u>-- FMチューナーを内蔵するもの</u>		NO
8527.99					8527.99		<u>-- その他のもの</u>		NO
90.06		写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）			90.06		写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）		
9006.10		(省略)			9006.10		(同左)		
9006.40		- その他の写真機			9006.40		- その他の写真機		
9006.51		(省略)			9006.51		(同左)		
9006.52					9006.52		<u>-- その他のもの（幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）</u>		
9006.53	000	<u>-- その他のもの（幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）</u>		NO	9006.53		<u>-- フィルムを交換する機能を有しないもの</u>		NO
9006.59		(省略)			9006.59		<u>-- その他のもの</u>		NO
9006.99					9006.99		(同左)		